

富岡町帰還困難区域 再生構想

2017（平成 29）年 12 月

町民の皆さまへ

東日本大震災及び福島第一原子力発電所の事故以降、住み慣れた古里を離れ、全国各地での生活を余儀なくされている町民の皆さまに、心からお見舞いを申し上げるとともに、日頃より町政運営へのご理解とご協力に対し、深く感謝申し上げます。

町は、全町避難から6年を経過した平成29年4月1日、帰還困難区域を除く地域において避難指示区域の設定が解除され、ふるさとに腰を据えた本格的な復興に着手できる状態となり、継続的な除染はもとより、住環境を含む社会基盤の復旧、町内学校の再開に向けた準備など、更なる生活環境の向上を目指すとともに、帰還困難区域の早期再生に向けた準備を全力で取り組んでおります。

帰還困難区域の再生は、富岡町災害復興計画（第二次）の基本理念である「町民一人ひとりの“心”の復興」と「町民の心をつなぐ“ふるさと富岡”の復興」を実現する上で欠くことのできない重要な取り組みの一つであり、“帰還困難区域の再生”をもって、はじめて“真の復興”と言葉で表すことができます。

そのためには、帰還困難区域の早期再生を推し進め、富岡町が親しまれ愛される古里であり続けられること、いつでも町民の皆さまを迎え入れる地域に再生すること、安心して活動できる環境を整えていくことが重要です。

町は、本構想で示した帰還困難区域全域の再生に向けた考え方や方向性等の思想を基に、町民の皆さまのお力をいただきながら、復興に向けた様々な事業等を着実に進めてまいります。

結びに、帰還困難区域の再生にあたっては様々な課題が多くありますが、これまで以上に汗をかき、知恵を出し合いながら、着実な再生に取り組んでまいりますので、より一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成29年12月

富岡町長 宮本 皓一

〈目 次〉

第 1 章 基本姿勢	1
第 2 章 現状や地域の特徴	5
(1) 帰還困難区域の指定経緯と行政区	
(2) 面積・世帯・人口	
(3) 地域の特徴・土地利用状況	
(4) 歴史的・文化的財産	
(5) 帰還に対する 6 行政区民の意向	
(6) 除染状況	
第 3 章 再生・発展に向けた検討	15
○ 観光を核とした活力の創出	
○ 新たな生活空間の創造	
○ 産業再生へのチャレンジ	
○ つながりのための環境回復とアーカイブ推進	
第 4 章 再生・発展に向けた土地利用方針	21
第 5 章 特定復興再生拠点区域復興再生計画	25
(1) 特定復興再生拠点区域復興再生計画の概要	
(2) 区域設定の基本的な考え方	
(3) 特定復興再生拠点区域	
(4) 復興再生に向けたスケジュール	
〈参考資料〉 放射線量率と除染の効果	31

第1章 基本姿勢 (P.1～)

考え方

- 町全体の再生・復興・発展を目指し、たとえ長い年月を要するとしても、決してあきらめることなく、帰還困難区域全域を再生します。
- 人々の交流が生み出されるような地域の再生を目指し、周辺地域とのつながりを保ち、地域を未来につなげます。
- 早期再生の実現に向け、復興再生は帰還困難区域に設ける“特定復興再生拠点区域”から段階的に取り組みます。

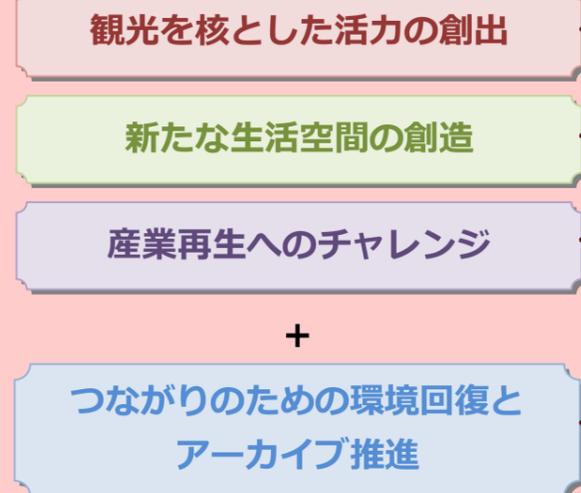
方向性

- 優良な地域資源を再評価し、次世代に“ふるさと”を継承します。
- 地域の資源価値を高め、関心と交流を生む新たな魅力を創出します。
- 新技術の導入や新産業の集積等により、先駆的な再生・発展のモデル地域を創造します。

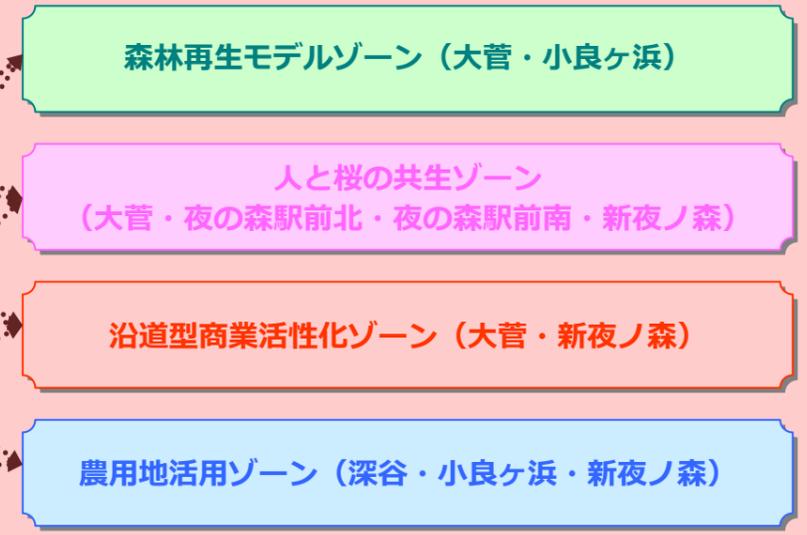
第2章 現状や地域の特徴 (P.5～)

- (1) 帰還困難区域の指定経緯と行政区
- (2) 面積・世帯・人口
- (3) 土地利用状況
- (4) 歴史的・文化的財産
- (5) 帰還に対する町民意向
- (6) 除染状況

第3章 再生・発展に向けた検討 (P.15～)



第4章 再生・発展に向けた土地利用方針 (P.21～)



第5章 特定復興再生拠点区域復興再生計画 (P.25～)

特定復興再生拠点区域設定の基本的な考え方

- 本格除染や社会インフラの復旧が進み、居住環境の整備、生業再開や創業の実現性を踏まえた設定
- 特定復興再生拠点区域と解除された地域との交流・交通等を考慮した設定
- 5年後の2022(平成34)年度までに避難指示区域の解除ができる可能性を踏まえた設定
※将来にわたって、特定復興再生拠点区域以外の区域も国や県と連携し、復旧・復興を推進します。

復興再生に向けたスケジュール

- 【第1期整備】2018～2022年度(平成30～平成34年度)
生活圏、シンボルなどを含めた地域交流空間の整備 他
- 【第2期整備】2023～2027年度(平成35～平成39年度)
特定復興再生拠点区域の範囲拡大と更なる環境整備

※参考資料：放射線量率と除染の効果(現在の放射線量率と除染による放射線量率低減の予測)(P.31～)

第1章 基本姿勢

帰還困難区域を再生する基本的な考え方などを示しています。

再生の考え方

- ❁ 町全体の再生・復興・発展を目指し、たとえ長い年月を要するとしても、決してあきらめることなく、帰還困難区域全域の再生を目指します。
- ❁ 人々の交流が生み出されるような地域の再生を目指し、周辺地域とのつながりを保ち、地域を未来につなげます。
- ❁ 早期再生の実現に向け、復興再生は帰還困難区域内に設ける“特定復興再生拠点区域”から段階的に取り組みます。

再生の方向性

- ❁ 優良な地域資源を再評価し、次世代に“ふるさと”を継承します。
- ❁ 地域の資源価値を高め、関心と交流を生む新たな魅力を創出します。
- ❁ 新技術の導入や新産業の集積等により、先駆的な再生・発展のモデル地域を創造します。

2013（平成 25）年 3 月 25 日、当町は警戒区域と計画的避難区域の一部を空間線量に基づく年間積算線量を基に「避難指示解除準備区域」、「居住制限区域」、「帰還困難区域」の 3 区域に設定されました。このことにより、帰還困難区域は将来にわたって居住を制限する区域とされ、今日にいたるまで限定的な除染の実施以外に再生への取り組みが何らなされておりました。

2016（平成 28）年 8 月に帰還困難区域の再生に関する国の考え方が示された以降、町は帰還困難区域に関わる多くの皆さんと意見を交換してまいり、再生の意義や必要性を再認識いただくとともに、ふるさとへの愛着やふるさとを後世に受け継ぎたいとの皆さまの想いを伺いました。

町は、町全体の再生・復興・発展を目指し、帰還困難区域の早期再生を果たすため段階的な再生に取り組み、帰還困難区域全域の再生を目指します。

帰還困難区域の再生にあたっては、双葉地方の中心として発展してきた富岡にふさわしく、交通の要衝として多くの人々が交流する場として発展してきた優位性を最大限活かすとともに、地域に集積される充実したインフラを有効活用しつつ、受け継ぐべき歴史的・文化的財産を守り、地域への関心と交流、雇用を創出する新たな魅力を加えた「新旧調和の姿」をイメージします。

また、ふるさとでの暮らしに誇りを感じ、富岡とのつながりを保ち続けられるよう、さらには、新たに暮らし始める方々も共生できるよう、仕事、生活、文化とともに人々の交流の場となる地域を再生し、富岡町復活の象徴とします。

第 2 章 現状や地域の特徴

再生構想の策定にあたって、現状や地域の特徴、歴史的・文化的財産などをあらためて示しています。

(1) 帰還困難区域の指定経緯と行政区

○当町は、東日本大震災及び福島第一原子力発電所の事故により、平成23年4月22日に警戒区域に指定され、さらに、平成25年3月25日に3つの地区（避難指示解除準備区域・居住制限区域・帰還困難区域）に再編されました。

○帰還困難区域には、大菅行政区の一部、夜の森駅前北行政区、夜の森駅前南行政区、深谷行政区、小良ヶ浜行政区、新夜ノ森行政区の6行政区が含まれています。



図 帰還困難区域の行政区

(2) 面積・世帯・人口

○帰還困難区域の面積は町全体面積の約 12%を占める約 8.5 km²です。

○震災時の世帯及び人口は約 1,600 世帯、約 4800 人で町全体の約 30%の方々が暮らしていました。既存の市街地周辺では活発な住宅地の開発などにより、他市町村からの居住者が増加するなど大きな賑わいを形成していました。

○東日本大震災・原子力発電所事故前の当町は、ゆるやかではあるものの人口増加傾向が続いていました。また、少子高齢化への傾向は見られたものの、全国や福島県、他市町村に比べて幼年人口が多く、比較的バランスのとれた年代構成の町となっていました。

表 帰還困難区域の面積・世帯・人口 (H23.3.11 日時点)

	帰還困難区域	町全体	割合
面積	約 8.5 km ²	約 68.5 km ²	約 12%
世帯	約 1,600 世帯	約 5,500 世帯	約 30%
人口	約 4,800 人	約 16,000 人	

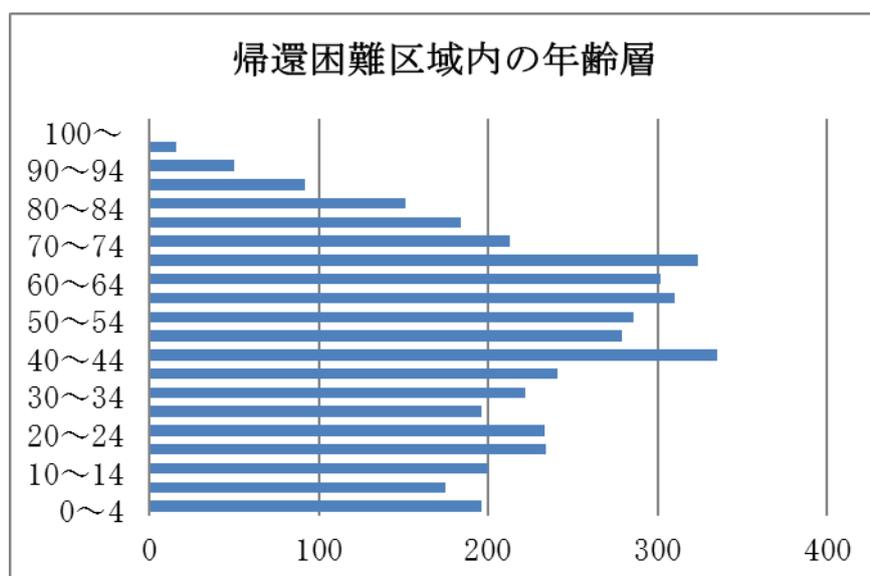


図 帰還困難区域内の年齢層

(3) 地域の特徴・土地利用状況

- 帰還困難区域は、当町のもう一つの中心市街地でありながらも優良な農用地が広がり、緑豊かな森林エリアを有するなど、生活の利便性と自然の豊かさとの調和がとれた地域でした。
- 帰還困難区域内には、地域の幹線道路である一般国道6号が縦貫し、これを補完・連絡する主要地方道小野富岡線、小良ヶ浜野上線、県道広野小高線があり、一般国道6号に平行してJR常磐線が西側に位置しています。このことにより、町内はもとより近隣町村から買い物やスポーツ、レクリエーション活動、観桜などを通じた活発な交流・往来がありました。
- 地区の概況は、区域の西側中央部に桜並木を中心としてJR夜ノ森駅東側へ市街地が広がり、一般国道6号をまたぐ形で東西に優良な農地が広がっています。区域の東側には県道広野小高線沿線に古くからの集落が連続し、また、近年は一般国道6号沿線に家電や服飾量販店、飲食チェーン店などの郊外型商業店舗が多く立地されていました。

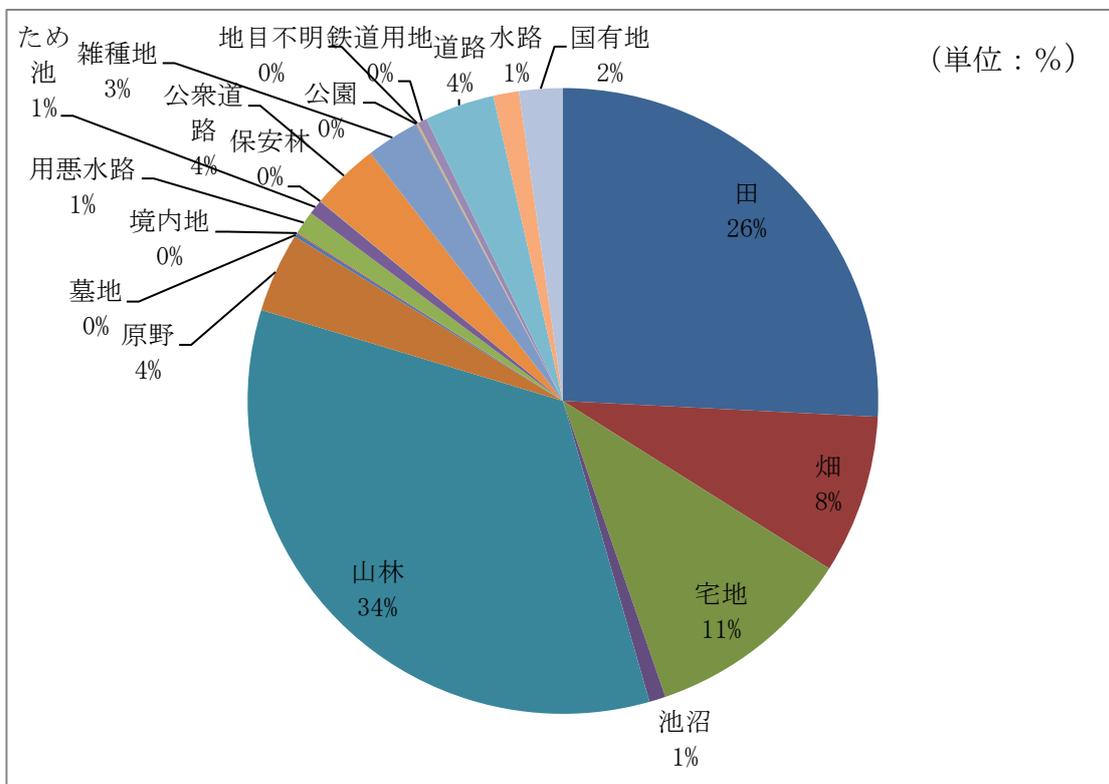


図 帰還困難区域の土地利用

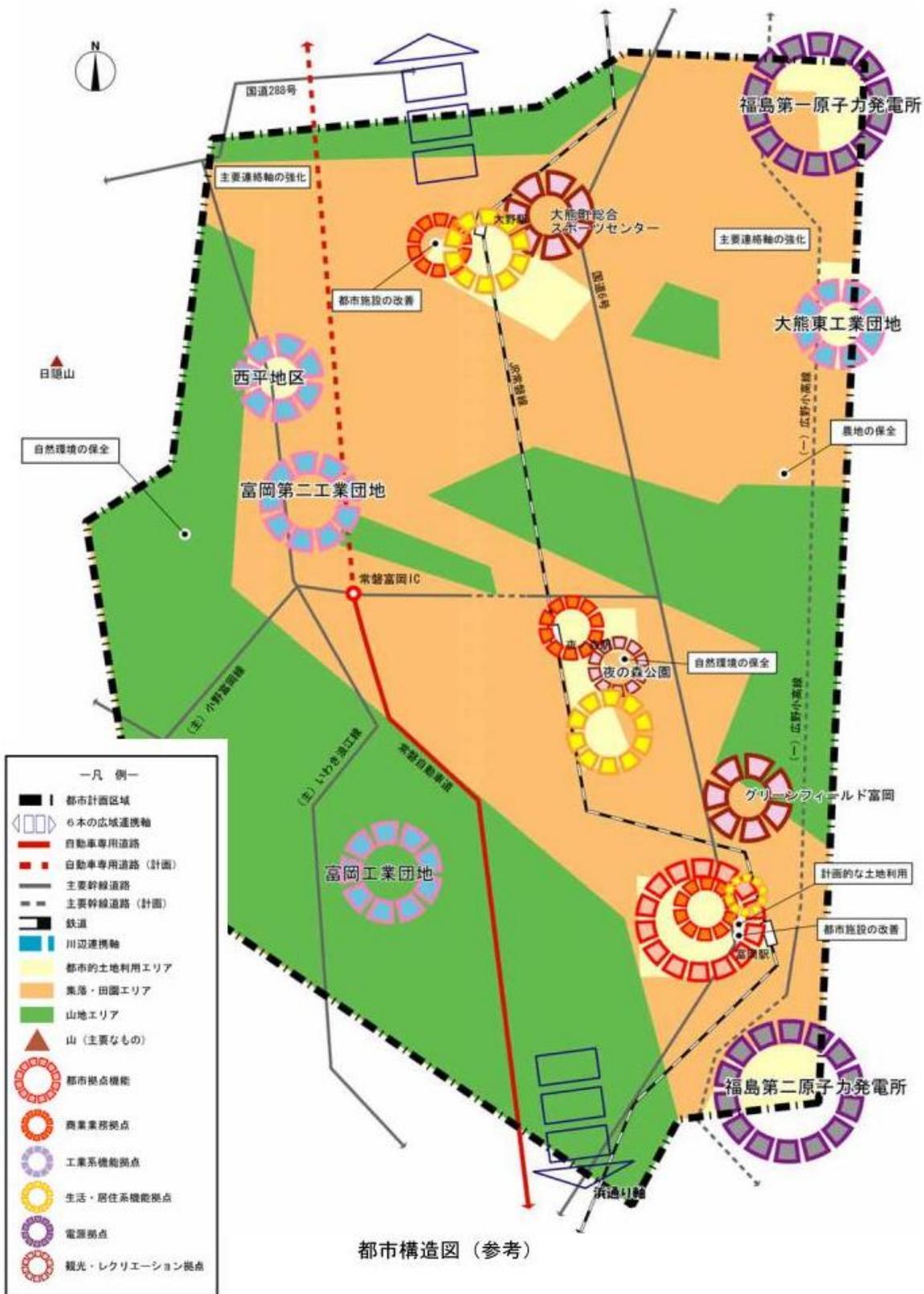


図 富岡都市計画区域マスタープラン 一部抜粋

(4) 歴史的・文化的財産

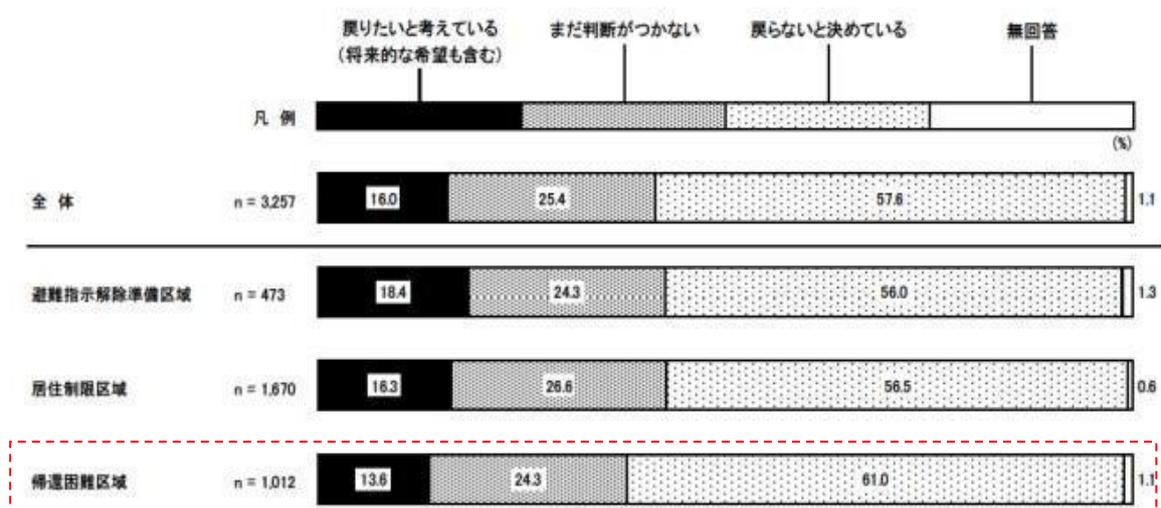
- 県内有数の桜の名所、夜の森地区は明治時代に開拓がはじまり、大正時代に JR 常磐線夜ノ森駅ができたことで飛躍的に発展しました。桜は「開拓の象徴」として 100 年以上前に植えられたことが始まりとされています。
- JR 常磐線夜ノ森駅のホーム両側 1km ほどの範囲に約 6,000 株のツツジが植えられ、「花と緑の駅コンクール」最優秀賞の受賞や（1981 年）や東北の駅百選（2002 年）に選ばれました。現在は、JR 常磐線の除染・復旧工事に伴い、既存のツツジは幹 10cm を残して伐採し、新たな花壇を設け新たな苗木を植える計画です。
- 海岸沿いには「日本一小さな港」や貴重なヤブツバキ群生があります。波の浸食によって作りあげられ町のシンボルでもあった「ろうそく岩」は、東日本大震災の揺れと津波により崩落しました。
- この他、平成 25 年 4 月 16 日に復旧し再点灯した海拔 30 メートルの断崖上にある小良ヶ浜灯台や、町の文化財「新田町一里塚（新夜ノ森）」、緑の文化財「銀杏の喬木（夜の森南一丁目）」、「黒松（夜の森北一丁目）」があり、町を支えてきた歴史ある財産が大切に受け継がれています。
- 地域の祭事場として、大年神社（夜の森北三丁目）や赤坂神社（小良ヶ浜）、熊野神社（新夜ノ森）が、先人を敬う妙栄寺（夜の森北一丁目）、西願寺（新夜ノ森）や共同墓地（西願寺墓地、旧小良ヶ浜墓地、小良ヶ浜墓地、松ノ前墓地、川田墓地）があり、年に数回、お墓参りなどを機にふるさとへ足を運んでいます。
- 帰還困難区域再生ビジョン作成に関する意向調査（平成 29 年 3 月）では、思い出の場所、受け継いでいきたい場所等として、町民の心の拠り所とする桜並木や夜の森公園を中心に、海でのサーフィンや池沼でのザリガニ釣りなど自然豊かな土地で学び遊んだ思い出とともに大切に受け継がれた地域の貴重な財産が挙げられています。

(5) 帰還に対する6行政区民の意向

1) 行政区別

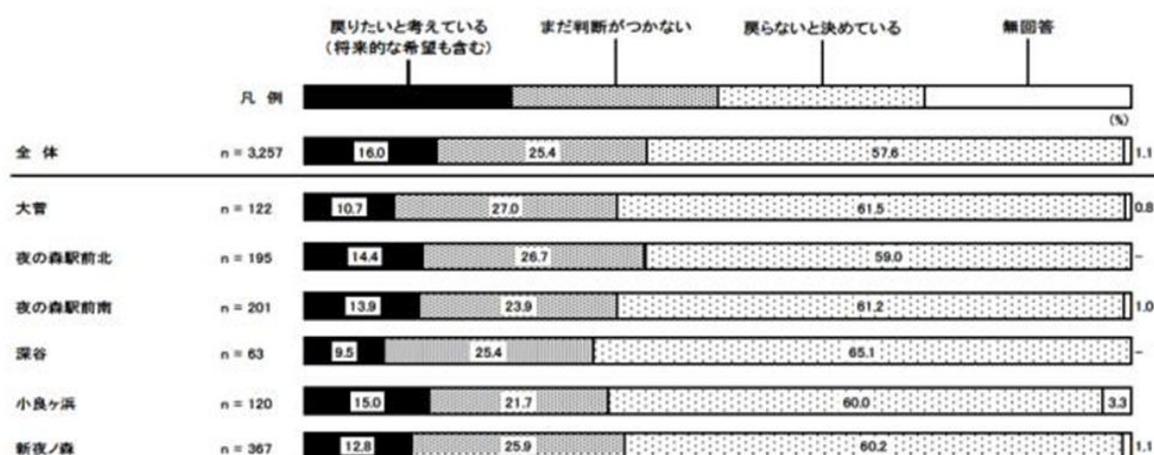
○2016（平成28）年の富岡町住民意向調査結果では、当時の避難指示区域別にみると、「戻りたいと考えている（将来的な希望も含む）」が13.6%（平均値より2.4ポイント減）、「まだ判断がつかない」が24.3%（平均値1.1ポイント減）、「戻らないと決めている」が61.0%（平均値より3.4ポイント増）となっています。

<図表3-2-1-5 富岡町への帰還意向（避難指示区域別）>



○帰還困難区域6行政区別にみると、地域によって帰還意向に違いがあり、町民意向が多様化しています。

<図表3-2-1-4 富岡町への帰還意向（震災発生当時の住まいの行政区別）>

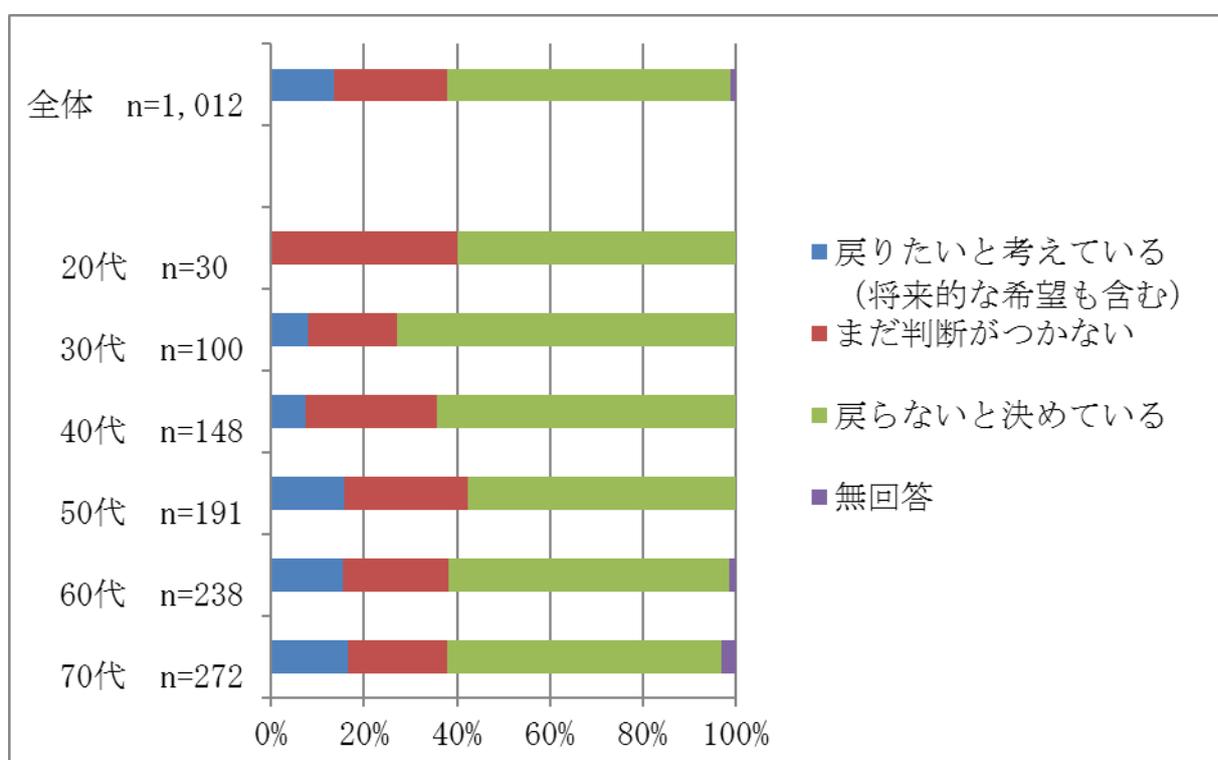


（富岡町住民意向調査報告書（平成29年3月）より一部抜粋）

2) 年齢別

○年齢別では、「戻りたいと考えている」と回答した70歳代以上は16.5%ですが、年齢が若くなればなるほど、「戻らないと決めている」を占める割合が増え、20代で60%、30代で73%となっています。

○調査時点の年齢で回答であり、震災当時は記載年齢より5歳若い時点となります。このため、20代は当時中学生から新成人であり、就学中または避難先で就業していることが「まだ判断がつかない」、「戻らないと決めている」の回答であることが想定されます。



(富岡町住民意向調査報告書 (平成 29 年 3 月) より町独自に分析)

(6) 除染状況

1) 除染

○帰還困難区域内の除染は、避難指示が解除された区域と接する一部の地区や桜並木を中心とする一部の区域において、先行的に除染が行われていますが、本格的な除染は実施されていません。

2) 仮置場

○町内の除染作業によって発生した特定廃棄物を仮置きする場所として小良ヶ浜・深谷地区には約 105 ha の第 2 仮置場があります。今の富岡の除染がここまで進捗したのは、この仮置場等の提供があったからこそです。

○第 2 仮置場に保管されている廃棄物は約 120 万袋あります。平成 27 年度から試験的に中間貯蔵施設（大熊町及び双葉町）に搬出されており、3 年間の累計では約 4 万袋が搬出されました。町は、今後も中間貯蔵施設の整備が進み、当該区域内の除染で発生する特定廃棄物が仮置場で保管することなく、直接搬出できる体制を国に求めています。



図 仮置場の現状（平成 29 年 2 月撮影）

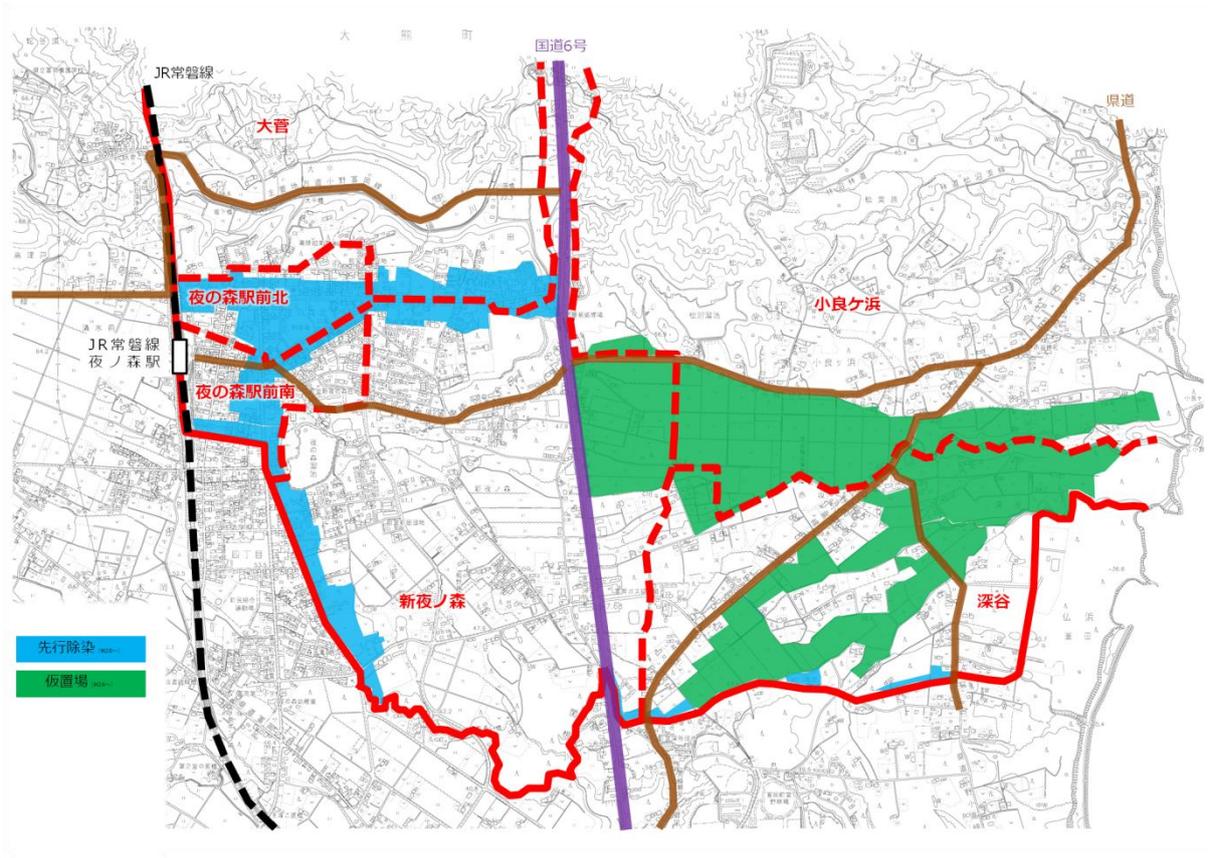
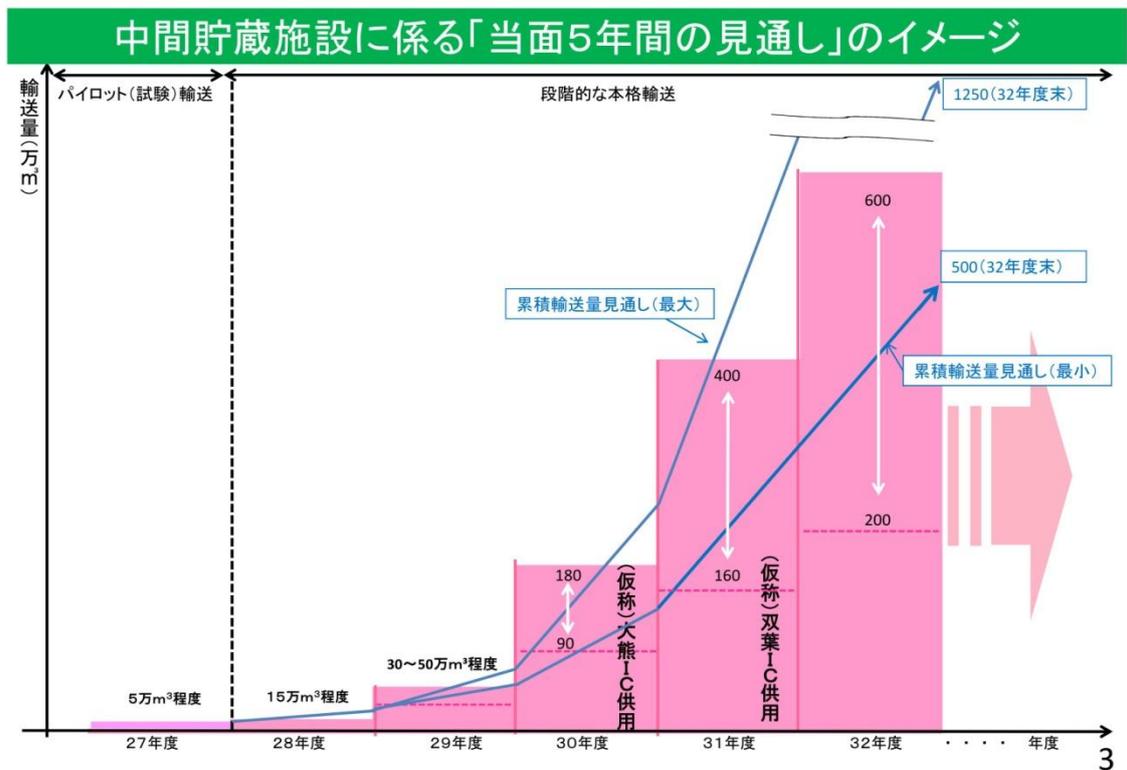


図 先行除染実施箇所及び仮置場箇所



(平成 28 年 3 月時点、環境省ホームページより)

第 3 章 再生・発展に向けた検討

大切に受け継がれた地域資源を最大限活用した再生とあらたな技術革新の導入や発想など、様々な視点に立ったあらゆる可能性をもって、帰還困難区域全体の再生、そして発展をめざします。

観光を核とした活力の創出

地域の資源や特徴

- 『夜の森の桜』や『小良ヶ浜灯台』など、町を代表する豊富な観光資源
- JR常磐線（夜ノ森駅）や国道6号などアクセス良好な整備された交通網
- 町内他地区、他市町村との活発な交流の実績

付加価値を
高めた再生

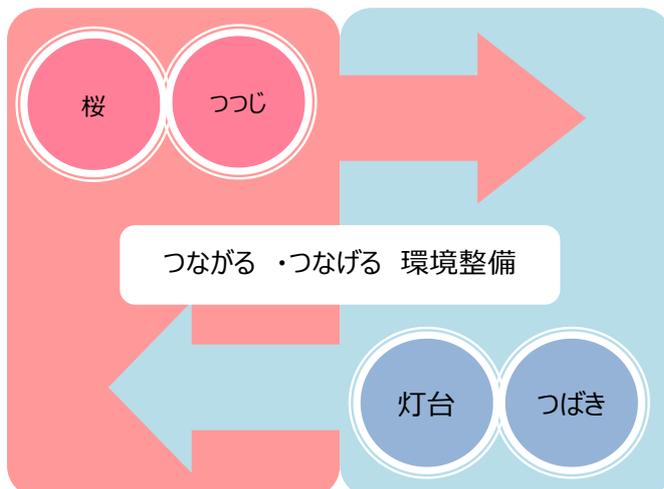
- ✿ 優良な地域資源をさらに磨きあげます。
- ✿ 地域への周遊など、観光・交流ルートの開発や設定を目指します。
- ✿ 地域への関心高め、交流が促進される再生に取り組みます。

再生に向けた具体的な取り組み検討事例

□観光・交流の視点での環境整備

- 桜並木の改良や歩道の拡幅などを検討し、人と桜に優しい環境整備を行います。
- 小良ヶ浜灯台周辺において、修景・休憩施設などを整備し、太平洋を望む新たな交流の地として環境の創出を目指します。
- 子どもからお年寄りまで全ての世代の皆さんを迎え入れる雰囲気醸成に取り組みます。

□東西を結ぶ幹線道路の整備促進



- 道路沿線に歩道や植樹帯を整備し、四季を通じて楽しむ環境整備を行います。
- 道路拡幅や駐車場整備など、「往来し易さ」を追求した検討を行います。

新たな生活空間の創造

地域の資源や特徴

- 良好な住宅地、公園、道路や上下水道などの良好で多様なインフラの集積
- 多角的に活用できる可能性を持つ土地の存在
- 交流の地として発展してきた地域の実績

付加価値を
高めた再生

- ✿ 優良な社会基盤を活用した生活と交流の場を再生します。
- ✿ さまざまなライフスタイルにあった新たな生活空間の創出に取り組みます。
- ✿ 未来につながる地域の再生に取り組みます。

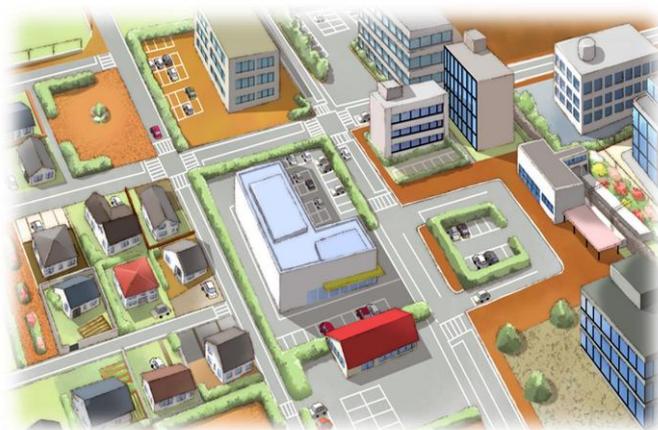
再生に向けた具体的な取り組み検討事例

□新たな生活空間の創造

- 既存ライフラインの早期復旧を果たすと同時に、機能の拡充など、更なる充実に取り組みます。
- 既存公園の再整備を行うとともに、生活空間に密着するポケットパークなどの整備を推進します。
- 既存公営住宅の修繕活用を進め、新たな住民の受入れに積極的に取り組みます。

□コミュニティ再生・創造

- 地区公園やポケットパークを活用した行事・イベントの開催などにより、コミュニティ再生・創造の取り組みを進めます。
- 住民自らが町づくりに参加する仕組みづくりに取り組みます。



産業再生へのチャレンジ

地域の資源や特徴

- 営農を含め多様で多角的な活用の可能性を持つ広大な農用地
- 廃炉国際共同研究センター「廃炉国際共同研究棟」の立地を活かした関連産業集積の大きな可能性
- 国道6号との近接性と常磐富岡インターチェンジへの容易なアクセス

付加価値を
高めた再生

- ✿ 新たな農業へチャレンジする新技術の導入を検討します。
- ✿ イノベーション・コースト構想に基づき集積される産業を支える基盤としての土地活用を検討します。
- ✿ 廃炉作業など地域の再生・発展に寄与する事業者の支援のための土地活用を検討します。

再生に向けた具体的な取り組み検討事例

□土地の有効的な活用

- 新たな農業へのチャレンジに向けて農業者や企業とともに考え、集団営農化・農業法人化による営農も視野に入れた取り組みを検討します。
- 国や県、各市町村が進めるイノベーション・コースト構想の進展と営農再開とのバランスを見極めながら、最先端技術の導入や地元密着型産業の育成について検討します。



□産業集積地としての有効活用

- 廃炉国際共同研究センターと分析・研究センターの間に位置している地の利を活かし、関連企業進出の候補地とした検討します。

つながりのための環境回復とアーカイブ推進

住民や地域に関わる方々の想い

- 住民や地域に関わる皆さんにとって「ふるさと」は、たくさんの想いが詰まった地域
- 未来に引き継いでいきたい地域

いつまでも“ふるさと”を
想い続けるために

- ✿ 安全で安心した暮らしのための環境回復に継続して取り組みます。
- ✿ 地域の歴史や伝承、伝統行事などの保存に取り組みます。
- ✿ 未来につながる地域づくりに取り組みます。

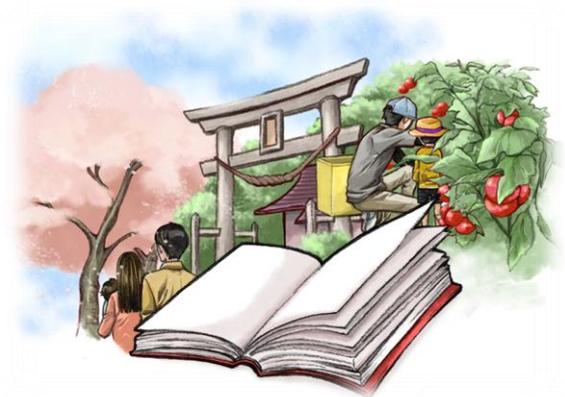
再生に向けた具体的な取り組み検討事例

□町民活動の支援を推進

- 安全で安心した暮らすための環境を整え、“ふるさと”を後世に残していこうとする町民活動を促進するため、除染やインフラ整備を一体的かつ継続的に行います。
- 被ばく管理や防犯・防火に配慮した立入規制の緩和を国・県と協議します。
- 地域の祭事を再開する機運を高め、町とのつながりが実感できる取り組みを継続します。

□アーカイブの取り組み

- 町民にとっても、富岡に関わる全ての方々にとっても大切にすべき思い出や遺産を守り、未来につないでいく取り組みを展開し推進します。



第4章 再生・発展に向けた土地利用方針

帰還困難区域の再生を迅速かつ効果的に進めるため、震災後特有の課題などの解決に向けた新たな土地利用を示します。

再生に向けた土地利用方針

帰還困難区域の復興・再生を成し遂げるためには、震災以前より有する充実したインフラの有効活用に加え、復興に伴う新たなニーズに対応するための柔軟で豊かな発想力を持った考えが必要です。

これらを踏まえ、富岡町災害復興計画（第二次）で示した帰還困難区域の土地利用の方向性を基に、これまでの地域の特徴や将来の土地利用を見据え、復興に向けた土地利用方針を各ゾーンの設定とその方向性とで示します。



地域資源を活かしつつ新たな産業との調和をめざす土地利用

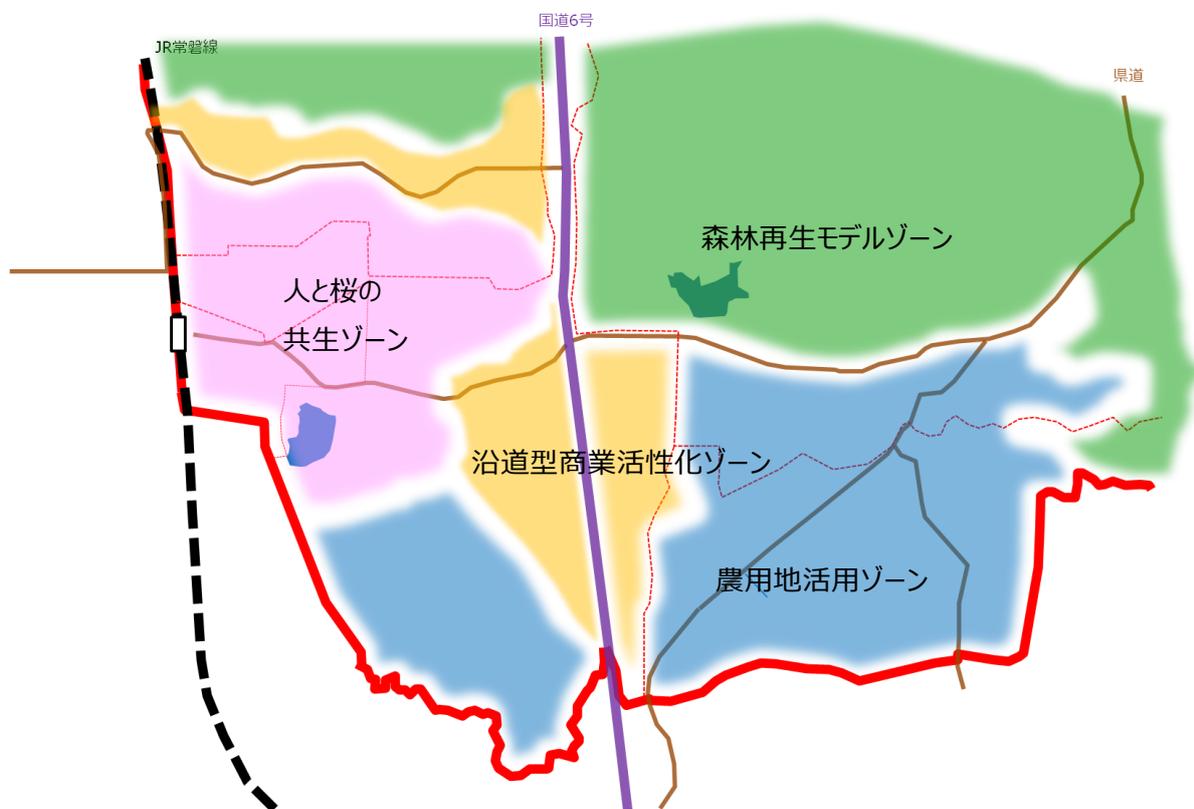


図 帰還困難区域におけるゾーン設定

森林再生モデルゾーン（大菅・小良ヶ浜）

- 生活圏に隣接する当該エリアは、杉や檜を中心とする造成森林であり、里山としての機能も併せもつ林地です。
- 当エリアは国道6号や主要地方道と近接し、深山森林と比べて林業再生への取り組みに着手しやすく、その効果も容易に確認できる地区です。林業再生に向けた先駆的取組のモデル地区となることを目指し、林業関係団体等との協働による取り組みを模索します。
- 放射線が及ぼす住民への健康的・精神的負担軽減のためにも、生活圏の緩衝エリアとしての活用も検討します。

人と桜の共生ゾーン（大菅・夜の森駅前北・夜の森駅前南・新夜ノ森）

- JR常磐線夜ノ森駅東に広がる地域は、土地区画整理事業の実施や上下水道の整備により生活インフラが充実しており、夜ノ森駅開設以降、新たな住民を迎えることで発展し続けてきた市街地です。
- 約2kmの“桜のトンネル”は、町民はもとより近隣市町村の方々より親しまれ、町キャッチコピー『花と緑があふれる町』の代表的な象徴です。
- 集積されたインフラを基盤とする良好な生活空間と桜をはじめとする四季折々の景観を楽しむ豊かな生活環境を提供する地区を目指します。

沿道型商業活性化ゾーン（大菅・新夜ノ森）

- 国道6号沿線は、従前より車両販売店や家電量販店、被服量販店等が立地するなど、沿道型商業施設の集積が進められてきました。
- 今後も、当町をはじめ近隣町村の復興・再生の進捗に伴い、国道6号沿線での商業需要の拡大が見込まれます。
- 地域住民をはじめ近隣町村の方々、加えて、復旧・復興事業に携わる方々の安定した生活と生活利便性の向上のために、既存商業施設の事業再開や拡充、新たな商業施設の立地促進を目指します。

農用地活用ゾーン（深谷・小良ヶ浜・新夜ノ森）

- 一定規模以上の農用地のまとまりがあり、地域の幹線道路に近接することなどから多様な土地利用の需要が大いに見込まれる地域です。
- このエリアでは、既存の農業による営農再開にとどまることなく、集団営農化や農業法人化などによる新たな農業へのチャレンジ、あるいは、イノベーション・コースト構想に結びつく新たな産業集積など、土地利用の需要が大いに見込まれます。
- 農業を主体としながらも、あらゆる分野における産業が発展できる地域を目指します。

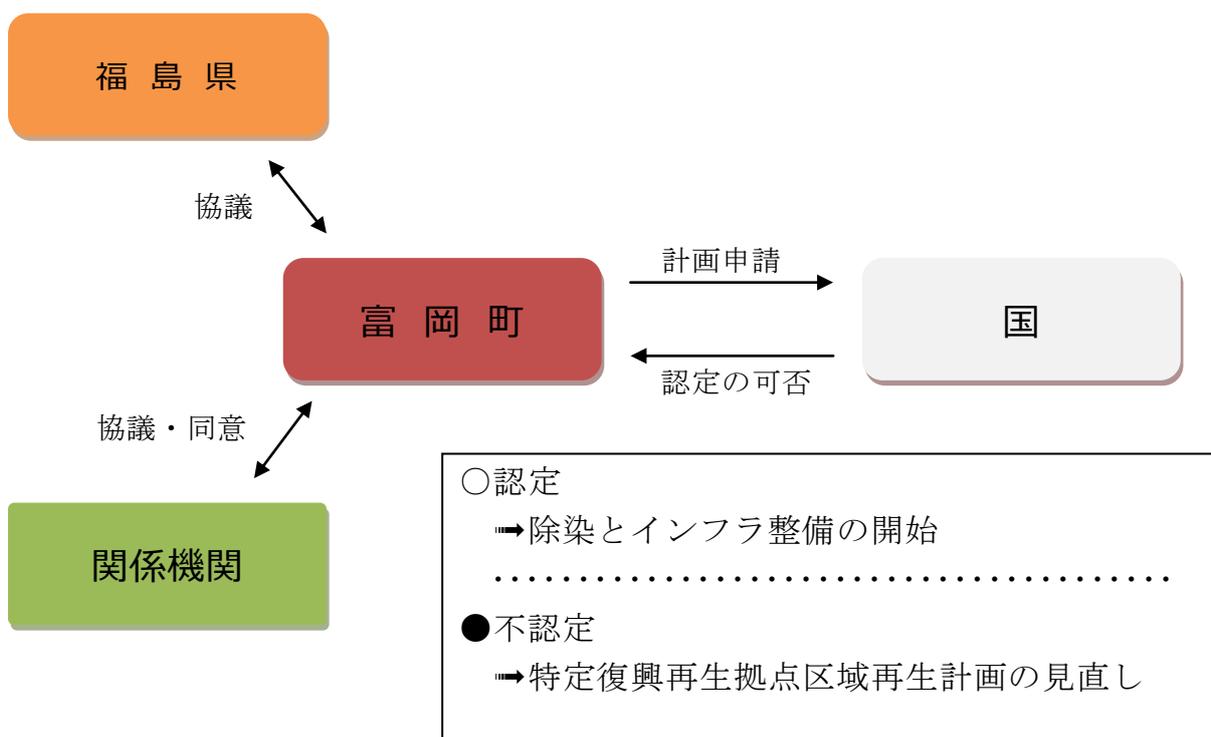
第 5 章 特定復興再生拠点区域復興再生計画

特定復興再生拠点区域の範囲などを含む「特定復興再生拠点区域復興再生計画」制度を活用した、先行的なインフラ等の整備やその整備範囲を拡大していく段階的な復興再生していく工程を示しています。

(1) 特定復興再生拠点区域復興再生計画の概要

- 「特定復興再生拠点区域復興再生計画」とは、改正福島復興再生特別措置法（平成29年5月19日公布・施行）により新たに設けられた、帰還困難区域の復興・再生に向けた環境整備のための制度です。
- 帰還困難区域を有する市町村は、帰還困難区域のうち概ね5年以内に避難指示を解除し、帰還者等の居住を可能とすることをめざす「特定復興再生拠点区域」を設定し、その復興及び再生を推進するための計画「特定復興再生拠点区域復興再生計画」に関して、内閣総理大臣の認定を受けることによって、区域内の帰還環境整備に向けた除染・インフラ整備等が集中的に始まります。
- 特定復興再生拠点区域復興再生計画では、拠点の範囲や居住人口、事業者数などの目標・期間、土地利用、土地利用を実現するための事業手法などを示します。国は、福島復興再生基本方針との適合性や計画の実現可能性などの観点から計画を認定します。

□特定復興再生拠点区域再生計画の申請から認定まで



(2) 区域設定の基本的な考え方

- ❁ 特定復興再生拠点区域は、本格除染や社会インフラの復旧が進み、居住環境の整備、生業再開や創業の実現性を踏まえ設定する。
- ❁ 特定復興再生拠点区域と既に解除された地域との交流・交通等を考慮し設定する。
- ❁ 特定復興再生拠点区域全域を 5 年後の 2022（平成 34）年度までに避難指示の解除ができる可能性を踏まえ設定する。

○町は、帰還困難区域全体の再生に向けた第一歩として、震災前の姿やこれまで寄せられたご意見、富岡町災害復興計画（第二次）及び本構想を踏まえて、「特定復興再生拠点区域」を設定し、帰還困難区域の段階的な復興再生に取り組みます。



(3) 特定復興再生拠点区域

○区域設定の基本的な考え方に基づき、帰還困難区域における特定復興再生拠点区域を次のとおりとします。

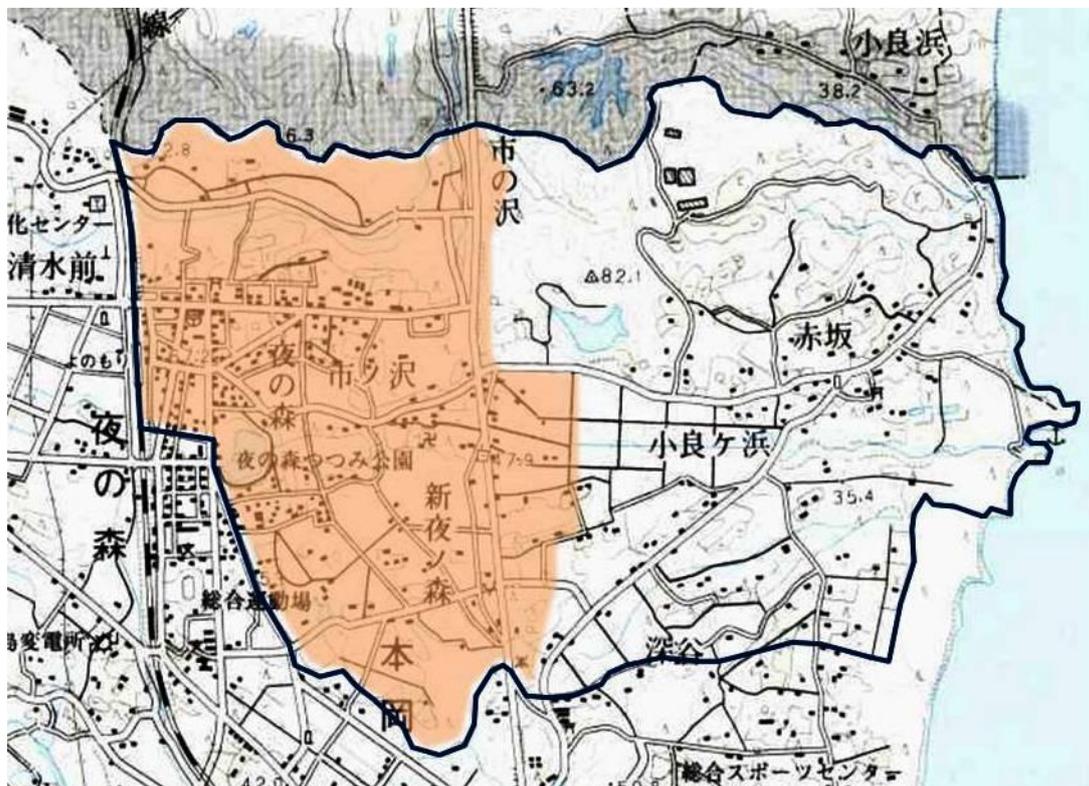


図 富岡町特定復興再生拠点区域

拠点面積：約 390 ヘクタール

- 帰還困難区域内のほぼ中央に位置する国道6号を境に西側全地域及び国道6号沿線
- 墓地や集会所など、不特定多数の住民が立ち寄る場所
- JR常磐線、国道6号、その他必要な道路

(4) 復興再生に向けたスケジュール

【第1期整備】 2018～2022年度（平成30～平成34年度）

[特定復興再生拠点区域]

- 特定復興再生拠点区域内における除染やインフラ整備を一体的に行い、生活環境の整備・地域交流空間の整備を図ります。
- シンボリックな場所や日常立ち入る場所などの環境回復をします。
- 当該拠点区域における復興再生の状況を検証し、地域の皆さんとの意見を伺った上で国県と協議を行い、避難指示の解除をします。
- 特定復興再生拠点区域の範囲拡大など、計画の変更（見直し）をします。

【第2期整備】 2023～2027年度（平成35～平成39年度）

- 計画変更に基づき、復興再生に取り組みます。
- 帰還困難区域内全体の避難指示解除を目指します。

※区域以外への支援

- 町は、帰還環境の整備と避難指示の解除がなされるよう、将来にわたって復旧復興を推し進め、国や県と連携し、町全域の復興に向けた取り組みを中長期的に推進します。
- 現時点では、特定復興再生拠点区域以外の避難指示解除の見込みは2022（平成34）年度以降となる見込みが高いため、ふるさととのつながり継続支援や特定復興再生拠点区域と遜色のない対応^{※1}など様々な観点から国に要望します。

※1) 立入り規制の柔軟な運用、被災家屋の速やかな解体など

◇ 帰還困難区域における復興再生に向けたスケジュール

年度	2018 (H30)	2019 (H31)	2020 (H32)	2021 (H33)	2022 (H34)	2024~2027 (H35~H39)	...
	(国) 復興・創生期間						
特定復興 再生拠点 区域	復旧期			復興再生期			
	本格除染・被災家屋解体						
	電気・上下水道復旧						
	衣食住などの生活環境の検討と整備						
	避難指示 解除議論			計画変更の検討・認定		復旧期	
拠点以外	つながり支援の継続						

〈参考〉 放射線量率と除染の効果

町全体の再生に向けて取り組むにあたり、大前提となる放射線量率の現状と除染による放射線量率の低減の予測値を示しています。

(1) 現在の放射線量率

1) 町独自調査（定点測定）

○町内 142 か所の定点放射線量測定のうち、帰還困難区域は 25 地点を調査しています。



□町内の放射線量率（平成 29 年 11 月）

（単位：マイクロシーベルト/時間）

No.	名称	地上 1m	地上 1 cm	備考
20	夜ノ森駅前北集会所	1.98	1.09	
21	富岡自動車学校前	2.50	3.44	
22	躑躅橋（一橋）	0.70	1.15	
23	夜ノ森駅	1.24	0.95	
24	リフレ富岡	0.92	0.74	
25	夜の森保育所	0.69	0.74	
26	夜の森公園	0.50	0.68	
27	夜ノ森駅前南集会所	1.12	1.85	
28	老人福祉センター	1.21	1.65	
125	深谷消防屯所	2.09	1.44	
126	深谷集会所	1.44	0.97	
127	汚泥再生処理センター	0.45	1.14	先行除染済み
128	小良ヶ浜集会所	2.26	1.95	
129	小良ヶ浜浄化センター	0.41	0.38	先行除染済み
130	赤坂神社前	2.21	1.92	
131	小良ヶ浜なかよし広場	2.33	1.72	
132	町境（小良ヶ浜地区）	0.97	1.28	
133	太平洋ブリーディング前	3.10	3.66	
134	松の前待避所	1.33	1.26	
137	新夜ノ森集会所	1.02	0.63	
138	華の樹前	1.94	1.83	
139	新田第三なかよし広場	2.61	3.60	
140	夜の森つつみ公園	1.42	1.55	
141	双葉畜産農業協同組合	1.52	1.38	
142	みよし交差点	2.39	2.65	

2) 原子力規制委員会

○原子力規制委員会では、東京電力福島第一原子力発電所の事故による放射性物質の影響のあった地域における空間線量率の変化を確認するため、発電所から 80 km 圏内及び圏外について継続的に航空モニタリングを実施しています。

○第 11 次航空モニタリング（平成 28 年 11 月 18 日時点（事故から約 68 か月後））の空間線量率の分布マップは以下のとおりです。

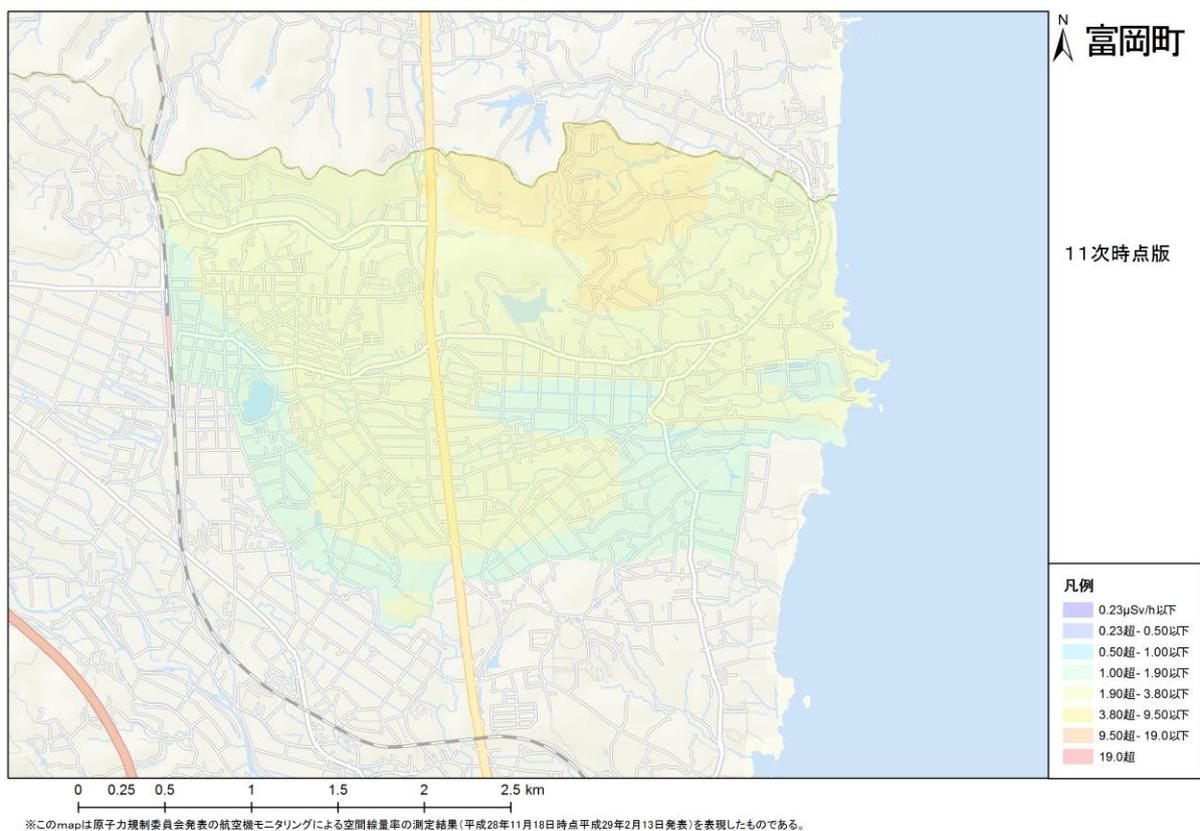


図 空間線量率の分布マップ（平成 28 年 11 月 18 時点（事故から約 68 か月後））

※分布マップは富岡町の帰還困難区域を抜粋

[測定方法]

○測定高度：対地高度で約 300m

○測定値：測定は 1 秒ごとに行い、1 測定点の値は航空機下部の直径約 600mを平均化

○空間線量率への換算：サーベイメータを用いて測定された地表面から 1m高さの空間線量率（ $\mu\text{Sv/h}$ ）と、その上空で測定された計数率から換算係数を求め、各測定定点の上空で測定した計数率から、この換算係数を用いて地表面から 1m高さの空間線量率を求めている。

(2) 自然減衰及び除染効果を反映した

放射線量率低減の予測

○原子力規制委員会が作成した第 11 次航空モニタリング結果を基に、平成 35 年 3 月時点における空間放射線量率を自然減衰及び除染効果(実績平均値(宅地)を一律 56%加味)を反映した予測をしました(内閣府原子力被災者生活支援チームより提供)。

○なお、除染効果については、除染活動支援システム“RESET”(国際研究開発法人日本原子力研究開発機構(JAEA))を用いた除染シミュレーションの結果においても、空間線量率は平均で約 60%低減すると予測しており、多方面から検証しても同程度の放射線量率の低減効果の予測が得られています。

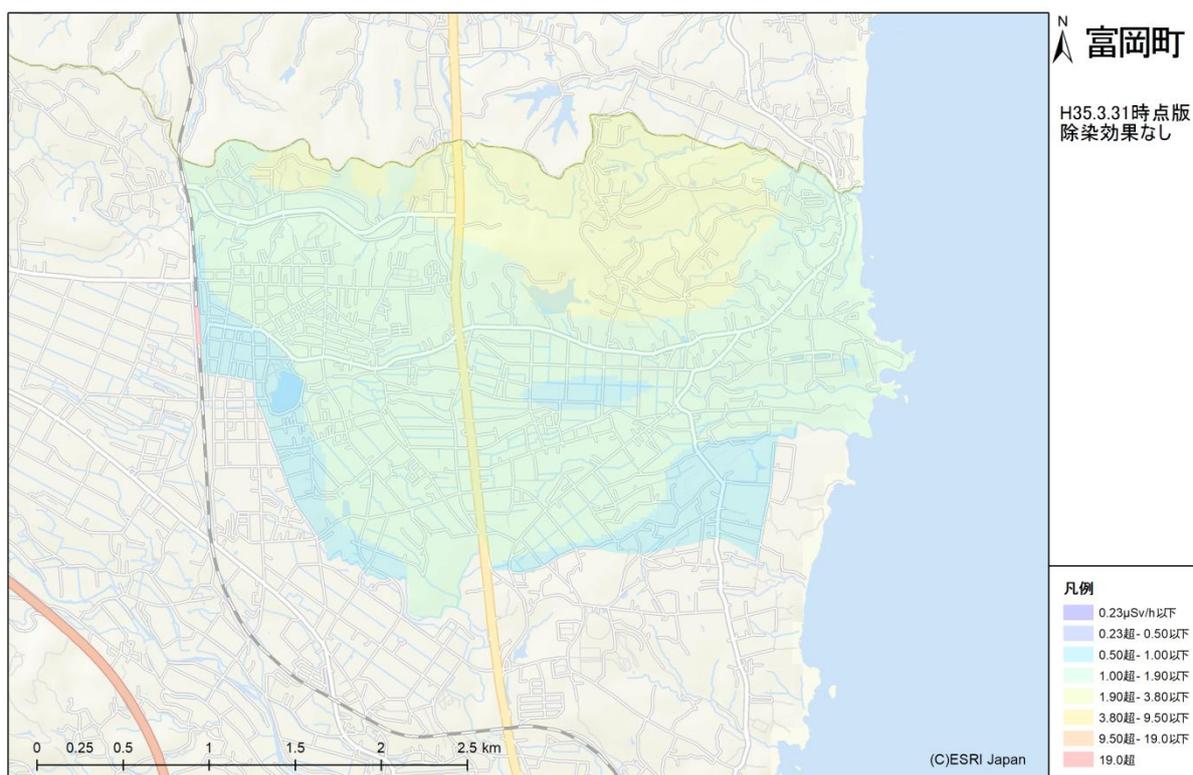


図 平成 35 年 3 月時点における空間放射線量率予測図(自然減衰)

注) 空間放射線量率予測図の数値は推計であり、保証するものではありません。

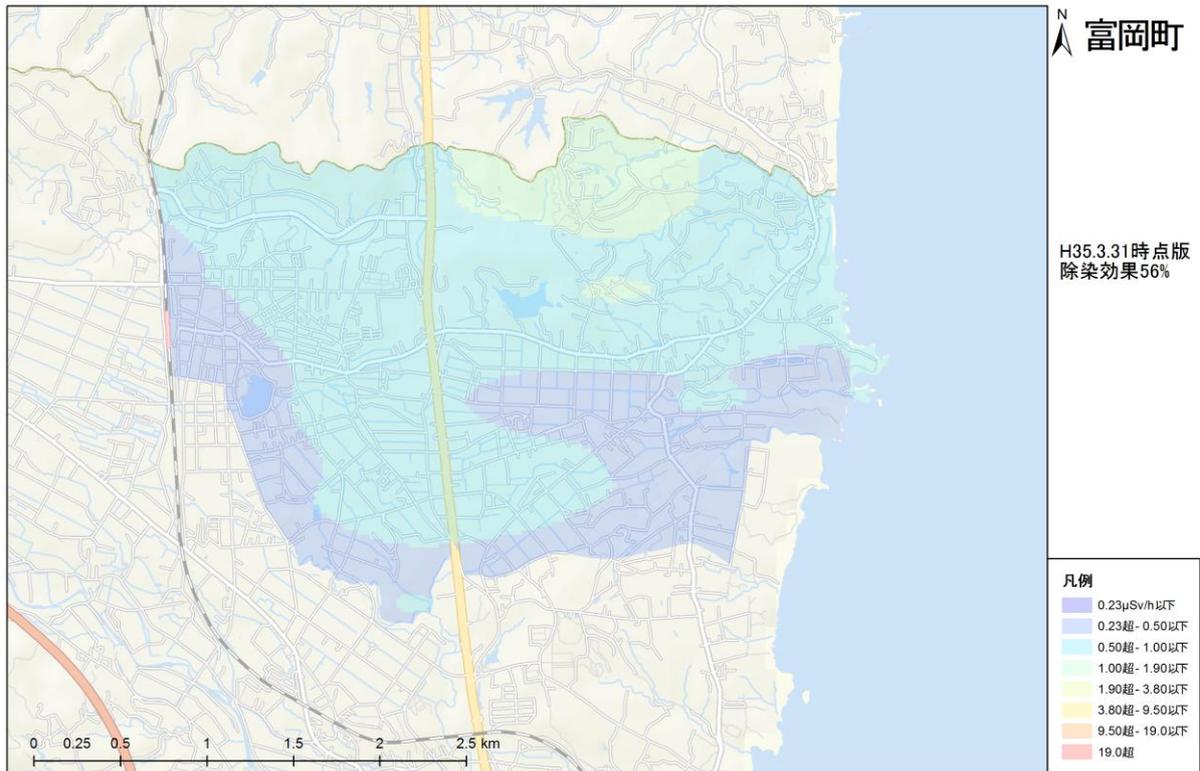


図 平成 35 年 3 月時点における空間放射線量率予測図（除染効果 56%加味）

注) 空間放射線量率予測図の数値は推計であり、保証するものではありません。